

第 93 期 中 間 決 算 公 告

平成 22 年 12 月 21 日

大分県大分市王子中町 4 番 10 号
株 式 会 社 豊 和 銀 行
取 締 役 頭 取 安 藤 英 徳

中間貸借対照表 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	40,050	預 金	452,194
有 価 証 券	76,015	借 用 金	388
貸 出 金	358,304	社 債	6,700
外 国 為 替	609	そ の 他 負 債	2,155
そ の 他 資 産	2,241	未 払 法 人 税 等	42
有 形 固 定 資 産	8,328	資 産 除 去 債 務	220
無 形 固 定 資 産	151	そ の 他 の 負 債	1,892
繰 延 税 金 資 産	1,534	賞 与 引 当 金	116
支 払 承 諾 見 返	1,274	退 職 給 付 引 当 金	218
貸 倒 引 当 金	7,852	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	167
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,239
		支 払 承 諾	1,274
		負債の部合計	464,455
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,495
		資 本 剰 余 金	1,350
		資 本 準 備 金	1,350
		利 益 剰 余 金	1,952
		利 益 準 備 金	92
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,859
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,859
		自 己 株 式	70
		株 主 資 本 合 計	15,728
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,175
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,649
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	473
		純資産の部合計	16,202
資産の部合計	480,658	負債及び純資産の部合計	480,658

中間損益計算書 (平成22年 4月 1日
平成22年 9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		6,181
資 金 運 用 収 益	4,864	
(うち貸出金利息)	4,388	
(うち有価証券利息配当金)	460	
役 務 取 引 等 収 益	683	
そ の 他 業 務 収 益	484	
そ の 他 経 常 収 益	147	
経 常 費 用		5,411
資 金 調 達 費 用	562	
(うち預金利息)	462	
役 務 取 引 等 費 用	482	
そ の 他 業 務 費 用	131	
営 業 経 費	3,098	
そ の 他 経 常 費 用	1,136	
経 常 利 益		769
特 別 利 益		120
特 別 損 失		148
税 引 前 中 間 純 利 益		741
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7
法 人 税 等 調 整 額		30
法 人 税 等 合 計		37
中 間 純 利 益		703

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年～47年

その他 4年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

・社債発行費

社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻の状況に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間（算定期間については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,506百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は7百万円、税引前中間純利益は149百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は220百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資)総額 22百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は975百万円、延滞債権額は11,293百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は656百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,925百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,662百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	10,019百万円
担保資産に対応する債務	預金	506百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金59百万円、有価証券7,470百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,027百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、13,637百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,614百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,164百万円
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,810百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 30円35銭
なお、一株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額18,000百万円を控除しております。
14. 国内基準における単体自己資本比率 7.97%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却815百万円、貸倒引当金繰入額149百万円、株式等償却66百万円を含んでおります。
2. 当中間会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	遊休資産1物件	土地	2百万円
合計			2百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

3. 1株当たり中間純利益金額 11円88銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 3円02銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	22
合計	22

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	588	537	51
	債券	54,924	54,341	582
	国債	19,528	19,386	141
	地方債	13,877	13,771	105
	社債	21,519	21,183	335
	その他	3,959	3,913	45
	小計	59,472	58,793	679
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,457	3,270	813
	債券	8,817	9,024	207
	国債	5,378	5,470	92
	地方債			
	社債	3,439	3,554	114
	その他	4,240	5,073	833
	小計	15,514	17,369	1,854
合計		74,987	76,163	1,175

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	821
その他証券	183
合計	1,005

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を実施した有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、56百万円（うち、株式56百万円）であります。

なお、時価のあるものの時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%超下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（平成22年9月30日現在）
該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	5,950百万円
減価償却超過額	190百万円
退職給付引当金	93百万円
有価証券償却否認	637百万円
税務上の繰越欠損金	5,917百万円
その他	498百万円
繰延税金資産小計	13,287百万円
評価性引当額	11,721百万円
繰延税金資産合計	1,566百万円
繰延税金負債	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	31百万円
繰延税金負債合計	31百万円
繰延税金資産の純額	1,534百万円

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社
主要な会社名
株式会社ほうわバンクカード
非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
持分法適用の関連法人等
該当ありません。
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 1社

中間連結貸借対照表（平成22年 9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	40,051	預 金	452,147
有価証券	76,355	借 用 金	388
貸 出 金	357,987	社 債	6,700
外国為替	609	そ の 他 負 債	2,296
そ の 他 資 産	2,645	賞 与 引 当 金	117
有形固定資産	8,332	退 職 給 付 引 当 金	218
無形固定資産	151	睡眠預金払戻損失引当金	167
繰延税金資産	1,579	再評価に係る繰延税金負債	1,239
支払承諾見返	1,274	支 払 承 諾	1,274
貸倒引当金	7,996	負債の部合計	464,549
		（純資産の部）	
		資 本 金	12,495
		資 本 剰 余 金	1,350
		利 益 剰 余 金	2,049
		自 己 株 式	70
		株 主 資 本 合 計	15,826
		その他有価証券評価差額金	1,175
		土地再評価差額金	1,649
		評価・換算差額等合計	473
		少 数 株 主 持 分	142
		純資産の部合計	16,442
資産の部合計	480,991	負債及び純資産の部合計	480,991

中間連結損益計算書

〔平成22年 4月 1日〕
〔平成22年 9月30日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		6,300
資 金 運 用 収 益	4,942	
（うち貸出金利息）	4,462	
（うち有価証券利息配当金）	463	
役 務 取 引 等 収 益	724	
そ の 他 業 務 収 益	484	
そ の 他 経 常 収 益	149	
経 常 費 用		5,516
資 金 調 達 費 用	563	
（うち預金利息）	462	
役 務 取 引 等 費 用	482	
そ の 他 業 務 費 用	133	
営 業 経 費	3,172	
そ の 他 経 常 費 用	1,164	
経 常 利 益		784
特 別 利 益		120
特 別 損 失		148
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		755
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		13
法 人 税 等 調 整 額		29
法 人 税 等 合 計		43
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益		712
少 数 株 主 利 益		5
中 間 純 利 益		707

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	39年～47年
その他	4年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

・社債発行費

社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻の状況に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間（算定期間については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,506百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産及び負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

（借手側）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は7百万円、税金等調整前中間純利益は149百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は220百万円であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を化成する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」の科目を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は991百万円、延滞債権額は11,373百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は85百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は656百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,107百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,662百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	10,019百万円
------------	------	-----------

担保資産に対応する債務	預金	506百万円
-------------	----	--------

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金59百万円、有価証券7,470百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,027百万円あります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、18,338百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等

の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,614 百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,183 百万円

10. 社債は、劣後特約付社債であります。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 3,810 百万円であります。

12. 1 株当たりの純資産額 28 円 71 銭

なお、一株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額 18,000 百万円を控除しております。

13. 国内基準における連結自己資本比率 8.03%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却819百万円、貸倒引当金繰入額167百万円、株式等償却66百万円を含んでおります。

2. 当中間連結会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 2 百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	遊休資産 1 物件	土地	2 百万円
合計			2 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

3. 1 株当たり中間純利益金額 11 円 94 銭

4. 潜在株式調整後 1 株あたり中間純利益金額 3 円 03 銭

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

((注 2) 参照)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	40,051	40,031	19
(2)有価証券	74,987	74,987	-
(3)貸出金	357,987		
貸倒引当金(*1)	7,964		
	350,022	353,051	3,029
資産計	465,061	468,071	3,009
(1)預金	452,147	452,950	802
(2)社債	6,700	6,369	330
負債計	458,847	459,319	472
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、満期が1年以内のもの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期が1年を超過するものは、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は、貸出金と同じく、信用格付と契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ142百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示されたものに流動性リスクを考慮したものであり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

変動金利の貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利の貸出金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、貸出金の種類及び信用格付、契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映させた利率もしくは同様の新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算定しております。

金利の決定方法が特殊な貸出金は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

返済期限を設けていない貸出金は、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金は、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、新規に預金を受け入れた場合に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

当行の発行する社債は、市場価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主に取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として行っており、オプション価格の計算モデルにより算出した価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,184
組合出資金(*3)	183
合 計	1,367

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	588	537	51
	債券	54,924	54,341	582
	国債	19,528	19,386	141
	地方債	13,877	13,771	105
	社債	21,519	21,183	335
	その他	3,959	3,913	45
	小計	59,472	58,793	679
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	2,457	3,270	813
	債券	8,817	9,024	207
	国債	5,378	5,470	92
	地方債			
	社債	3,439	3,554	114
	その他	4,240	5,073	833
	小計	15,514	17,369	1,854
合計		74,987	76,163	1,175

3. 減損処理を実施した有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、56百万円(うち、株式56百万円)であります。

なお、時価のあるものの時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%超下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(平成22年9月30日現在)
該当ありません。